

平成23年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成23年3月14日（月曜日） 午後 1時00分開議

- 第 1 議案第35号 平成22年度中頓別町一般会計補正予算
- 第 2 議案第11号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 第 3 議案第12号 民生調査委員設置条例の制定について
- 第 4 議案第13号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の制定について
- 第 5 議案第14号 中頓別町牧場開発委員会条例を廃止する条例の制定について
- 第 6 議案第15号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第16号 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第17号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 4号 浜頓別町への旅券申請及び交付に関する事務の委託について
- 第10 議案第18号 中頓別町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第27号 平成23年度中頓別町一般会計予算
- 第12 議案第28号 平成23年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算
- 第13 議案第29号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算
- 第14 議案第30号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算
- 第15 議案第31号 平成23年度中頓別町水道事業特別会計予算
- 第16 議案第32号 平成23年度中頓別町下水道事業特別会計予算
- 第17 議案第33号 平成23年度中頓別町介護保険事業特別会計予算
- 第18 議案第34号 平成23年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算

○出席議員（8名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 西原 央 騎 君 | 2番 本 多 夕紀江 君 |
| 3番 東海林 繁 幸 君 | 4番 村 山 義 明 君 |
| 5番 星 川 三喜男 君 | 6番 柳 澤 雅 宏 君 |
| 7番 藤 田 首 健 君 | 8番 石 神 忠 信 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 邑 智 雄 君

教 育 長	米 屋 彰 一 君
総 務 課 長	遠 藤 義 一 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	小 林 生 吉 君
産 業 建 設 課 長	中 原 直 樹 君
産 業 建 設 課 参 事	小 林 嘉 仁 君
産 業 建 設 課 主 幹	山 内 功 君
保 健 福 祉 課 長	石 川 篤 君
保 健 福 祉 課 主 幹	吉 田 智 一 君
教 育 次 長	柴 田 弘 君
会 計 管 理 者	高 井 秀 一 君
こ ども 館 館 長	平 中 静 江 君
こ ども 館 次 長	遠 藤 美 代 子 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	和 田 行 雄 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 め ぐ み 君

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第3号のとおりです。

（午後 1時00分）

◎議案第35号

○議長（石神忠信君） 日程第1、議案第35号 平成22年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第35号 平成22年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第35号 平成22年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成22年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,600万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ37億738万9,000円とするものであります。

第2条は、繰越明許費で、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第3条は、地方債の補正で、地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

3ページであります。第2表、繰越明許費についてご説明をいたします。10款教育費、3項中学校費、事業名、中頓別中学校体育館（特）地震補強事業、事業費、4,600万円。

第3表、地方債補正であります。変更で、起債の目的は過疎対策事業債であります。今回中頓別中学校体育館の地震補強事業を新たに追加したところであります。変更後の起債の限度額を1億6,690万円とし、起債の方法、利率、償還の方法について変更はございません。なお、中学校体育館の地震補強事業費は、限度額を2,410万としたところであります。

それでは、歳出からご説明をいたします。6ページ、10款教育費、3項1目学校管理費では、既定額に4,600万円を追加し、5,862万8,000円とするもので、15節工事請負費において中学校体育館地震補強事業4,600万円を新規に計上したところであります。

歳出総額は、既定額に4,600万円を追加し、37億738万9,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。5ページであります。9款1項1目地方特例交付金において既定額に3,000円を追加し、50万3,000円とするものであります。

また、14款国庫支出金、2項5目教育費国庫補助金では、既定額に2,189万7,000円を追加し、2,192万円とするもので、3節において中頓別中学校地震補強事業費として新規に2,189万7,000円を計上するものであります。

21款町債、1項1目過疎対策事業債については、先ほどご説明をいたしましたので、省略させていただきます。

以上、既定額に4,600万円を追加し、歳入の総額を37億738万9,000円とするもので、歳入歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第35号 平成22年度中頓別町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号 平成22年度中頓別町一般会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第2、議案第11号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第11号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第11号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について。

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を別紙のとおり制定する。

28ページ、制定の要旨をご説明します。地方自治法第234条の3に規定する債務負

担行為によらない長期継続契約を可能とすることについて、地方自治法施行令第167条の17の規定により、翌年度以降にわたり物品の借り入れまたは役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとされているものについて本条例を制定するものであります。

27ページ、本則であります。第1条、趣旨であります。この条例は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

第2条につきましては、長期継続契約を締結することができる契約の内容でありまして、(1)として、事務用機器、それから情報処理機器、事業用機材その他物品を借り入れる契約であって、商習慣上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるものという規定を設けさせていただきました。

また、第2号として、庁舎等施設の管理業務その他経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約であって、複数年度にわたり契約を締結する必要があるものということで、この2つを今回長期継続契約を締結することができる契約内容としたところであります。

第3条につきましては、契約の期間の設定でありまして、第3条、長期継続契約を締結することができる期間は、5年以内とする。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第11号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第3、議案第12号 民生調査委員設置条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第12号 民生調査委員設置条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第12号 民生調査委員設置条例の制定について、民生調査委員設置条例を別紙のとおり制定する。

31ページ、そこ改正の要旨となっておりますが、大変申しわけありません。制定の要旨の誤りでありますので、修正をお願いします。なお、一番最後の部分にも改正するものとなっておりますが、制定するものということで訂正をお願いします。

制定の要旨、専門委員は、地方自治法第174条の規定により、長が特定事項の調査を職務として設置されるものであるが、従前の専門委員設置条例で選任されていた税務協力委員、農業改良委員については、今日においてその役割を終え、委員の選任もなされていないことから、今回民生調査委員のみを専門委員とするべく制定するものであります。

30ページ、本文でありますけれども、第1条は設置に関する規定でありまして、地方自治法第174条の規定に基づく専門委員として、本町に民生調査委員を置く。

第2条は職務に関する規定、第3条は委嘱に関する規定であります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

2、専門委員設置条例（昭和32年条例第14号）は、廃止する。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第12号 民生調査委員設置条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 民生調査委員設置条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第4、議案第13号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第13号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の制定について、小林まちづくり推進課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 議案第13号についてご説明させていただきます。議案第13号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の制定について。

中頓別町地域づくり活動支援補助金条例を別紙のとおり制定する。

35ページの制定の趣旨をごらんいただきたいと思います。本条例につきましては、昨年議会からのご意見等もありまして、政策的な補助制度等は議会で議決された条例に基づいて運用されるべきとの考え方に立って、これまで要綱で定めてきた一流の、中頓別づくり推進事業を一部見直し、地域振興と町民の福祉向上に寄与することを目的にこの条例として制定したいというものであります。

33ページにお戻りいただきたいと思います。第1条におきましては、目的といたしまして、今申し上げましたような趣旨の規定を設けております。

2条につきましては、補助対象者ということでありまして、本町に住所を有する個人及び団体ということにいたしております。

それから、第3条におきましては、補助対象事業でありますけれども、これは従前の要綱では11の分野をさらに性質別に6分野に分けるという複雑というか、ちょっと細かい区分になっておりましたけれども、ここに掲げてありますように基本的に5つの項目とその他地域振興に関する事業ということで、基本的には町行政のほとんどの分野について適用対象になるような区分としております。

補助対象経費といたしましては、補助金の補助対象事業に要する経費ということで、町長が別に規則に定めるものを対象外とするということでありまして、これにつきましては規則で食糧費や人件費、土地の購入費といったようなものを該当するというような想定で今考えております。

それと、補助金の限度額及び補助率についてでありますけれども、まず補助金の額につきましては補助対象経費の2分の1以内というふうにしておりまして、上限額を基本的に100万円、ただし特例として300万円を限度とすることができるというようなただし書きの規定を設けております。

2項につきましては、国や道からの補助金があった場合については、それを控除した額とするということ、基本的に自己財源の2分の1が限度というようなことを規定しております。

3項につきましては、端数に関する規定でありまして、1万円という端数を持っておりません。補助対象経費が10万に満たない場合については、交付しないということでありませぬ。

同一事業に関する期間を3年ということ、4項で定めております。

第6条におきましては、交付申請の手續等について規則で定める委任規定を持っており

ます。

附則といたしましては、23年の4月1日から施行して、一応5年間の時限立法という形をとりたいという考え方であります。

以上、説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 補助事業でお金が出るわけですが、この事業を開始して、何年間事業を継続しなければ補助金を返してもらおうというような、そういう返還規定のようなものは設けないのですか。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 条例の中では設けておりませんが、規則の中で基本的に補助対象事業の継続について10年間というようなことで活動できるような考え方に立って、それ以前に事業を廃止したりする場合には返還というような規定を設けたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） 上限額100万となっておりますが、特に300万円を町長が認める場合はとありますが、これは単年度で300万ということなののでしょうか、それとも補助期間3年間で300万ということなののでしょうか。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 基本的に単年度で300万ということもあり得るということです。ただし、300万を3年間ということではなくて、3年間の中で上限が300万ですので、単年度で完了した場合についてはその年度限りということになるという想定であります。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） もう一つお願いします。

今年度の予算の中では、100万円の予算計上となっておりますが、もし事業が複数重なった場合は、これは補正で対応するというようなことなののでしょうか。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 当然議会との協議、補正予算の協議ということを経るといったことになると思いますけれども、事業数によってそういうことも考えられるというふうに思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第13号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第5、議案第14号 中頓別町牧場開発委員会条例を廃止する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第14号 中頓別町牧場開発委員会条例を廃止する条例の制定について、小林産業建設課参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林産業建設課参事。

○産業建設課参事（小林嘉仁君） 議案第14号の説明をいたします。

議案第14号 中頓別町牧場開発委員会条例を廃止する条例の制定について。

中頓別町牧場開発委員会条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

37ページでございます。中頓別町牧場開発委員会条例を廃止する条例。

中頓別町牧場開発委員会条例（昭和54年条例第15号）は廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

制定の要旨はつけてございませんが、委員会設置当時は各地域ごとに共同牧場が造成されていたことから必要であったと思われませんが、農家戸数の減少に伴い、共同牧場も統合、廃止され、現在は町営牧場のみが運営されている実態にあるということから、廃止するというところでございます。

以上、説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第14号 中頓別町牧場開発委員会条例を廃止する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 中頓別町牧場開発委員会条例を廃止する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○議長（石神忠信君） 日程第6、議案第15号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第15号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第15号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

41ページであります。改正の要旨であります。近年国は少子化対策の一環として幼稚園と保育所を統合した幼保一元化への取り組みを推進しております。当町も平成14年12月に国に先立ち幼保一元化施設としてこども館を設置してきました。今回こども館の持つ子育て、幼児教育機能を教育委員会が担うことにより、より一層幼児教育の推進が図れることと勸奨退職により近年早期退職者がふえたことに伴い、職員定数と実職員数に大きな差異が生じたことにより職員定数を変更するものであります。

新旧対照表でご説明をいたします。40ページであります。第2条の職員定数であります。第1号、町長の事務部局の職員につきましては現行85名となっておりますが、70名とするものであり、第3号の教育委員会の所管する職員につきましては現行8名となっておりますが、これを15名とするものであります。

附則、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 現行で教育委員会が8名から15名、これはいわゆる認定こども園の教育委員会の所管にするということでの、単純に認定こども園の職員7名分という押さえ方でよろしいですか。

それと、町長事務局の85名から70名、これはこども館の人数を削ったとしてもまだ8名の人数が合わないの、今町長事務局、認定こども園を抜いて現状で何名いるのかお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 現行2月1日現在になりますけれども、正職員数、町長部局

としては43名、これに病院職員の部分が入りますので、これが25名となっております。合わせて68名というふうになりますが、これから今回もし教育委員会のほうにこども館の職員が動くということになれば8名当初の段階では動くことになりますので、実態としては43から8を引いた35が町長部局、現行です。それに病院のほうの25が足さざると。それにあと議会、農業委員会という、そういう附帯部分もありますので、それが加わってくるということになります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 数を減らすことは、1つは財政の効率化ということで、職員の皆さんに仕事を厳しくやってもらうという形になると思うのです。それはそれで一つの方向性としてはやむを得ないところはあるのかなと思うのだけれども、町長、実際に私どもが職員、特に管理職の皆さんとやっている話し合いの中では、現実に関ろんな仕事中途半端に終わるケースというのが結構あるのです。それは、もう町長もおわかりだと思つてはいます。それがやっぱりみんな係、担当者が少ないものだから、課長の肩に背負わされて、結局は完遂できなかったというケースがたくさんあつたと思つてはいます。私も幾つかは聞いています。こういった人数の計数的な原因は、それはそれなりにわかるのですけれども、仕事と一致しているかどうか、その辺いかがお考えですか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 職員は、それぞれ努力をしているのでないかなと私は思いますけれども、ただやはり今こういう情勢の中で本当に職員が住民のために仕事を通してこたえているのかどうなのか。それは、それなりに努力をしているのでないかなと私は思います。ただ、私はこう見ていると、言えば本当に忙しいときもあるかもしれせんけれども、365日びっちり忙しい状況ではないような見方もしています。ただ、こういう中でやはり町のそれぞれ民間企業と比較をすると、待遇はオーバーに言えば倍近い待遇をしているわけですから。そういう中では、やっぱりそれにこたえるだけの仕事をしてもらいたい、私はそういう気持ちを持っています。そういう意味で必ず職員を減らせばいいという問題ではありませんけれども、最低限の職員の中でやっぱり最大限の町民の負託にこたえていくと。これももう一つは、管理職も十分部下の指導をしてもらいながら、部下も大きく成長してもらいたい、そういう意味合いも持っているわけでありまして。ただ、かなりの職員の数も減りました。そういう中では、今後やはり定年退職等の職員については補充をしていきながら、そして新しい職員にもまた新しい仕事をもらいながら、町民の負託にこたえていくと。これが我々の責務でないかなと、このように思います。ただ、昔と比べると職員もかなり減りました、はっきり申し上げて。そういう中で何とかぎりぎり町民の負託にこたえていただいていると、私はそういう認識を持っていますので、これからは厳しい目で見てもそれぞれ職員の配置等も考えながら、町民の期待にこたえていきたいなど、このように思います。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） 今回の幼保一元化ということに対して、少し私は納得がいていないのですが、準備不足ではないかと思う面が多いのです。今回さまざまな部分で説明はいただいているのですが、ここにある41ページの改正の要旨にあるより一層の幼児教育の推進という部分について、改めてですが、説明をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 幼児期におきましては、体系的な教育の実施について、義務教育及びその後の学校教育の基礎を幼児期から培うことが必要とされています。そういった中で小学校との連携を一層強化することによって、そのことが子供の学びの連続性を確保することが非常に重要であるということをかんがみ、認定こども園と小学校の連携を強化するということが大きな目的であります。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） そのことについて指針や計画というものはどうなっているのですか。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 指針については、具体的にまだ策定されておりませんので、早急に学校、それから認定こども園とその組織体をつくって進めていけるように取り組んでいきたいと思っています。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

西原さん。

○1番（西原央騎君） 今回の改正の趣旨、所管がえ等々については議会から発言するようなことは余りないのかと思いますが、余りにも教育委員会として大ざっぱ過ぎる計画ではないのかと思うのです。今回急ぐ必要が本当にあるのかという視点から考えると、それにまつわるこういった条例についても、ここでこれだけについて反対してどうのこうのということではないとは思いますが、私は無計画なもの、はっきりとしないものに対して、付随する条例について賛成するという立場は議会の姿勢としてはいかがなものかと思えますので、今回のこの条例については納得できないなという思いが残りますので、反対しておきたいと思えます。

○議長（石神忠信君） 反対討論がありましたので、次に賛成討論の方ございませんか。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 私も今西原さんが言われたような疑問は確かに残ると思います。ただ、今やろうとしている考え方は大いに賛成できるかなというふうに思います。それで、その後の条例のところでも申し上げようかなと思ったのですが、今の質問にもありました指針がないと、現段階で。そこら辺が西原さんもやっぱり疑問を持つ大きな要因になっているのだなというふうに私は思います。それで、早急につくるというふうに次長今言われ

たのですけれども、過去において早急にいたします、早急につくりますと言って早急にできたためしはないのだ。私もそこが大変懸念されるところで、早急に、やっぱり指針がないので、こういう問題が起きると。私は、先ほど言いましたようにやろうとすることは大いに賛同できるので、その裏づけとなる指針をやっぱりきちっとつくって議会に提出していただきたい。そのことを前提に私は賛成したいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 続きまして、反対討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、討論なしと認め、討論を終結し、採決したいと思いません。

採決は起立によって行います。

原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石神忠信君） 起立多数です。

よって、議案第15号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第7、議案第16号 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第16号 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、柴田教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 議案第16号 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例（平成19年条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

45ページをお開きいただきたいと思います。改正の要旨ですが、近年少子化に伴い、幼児期の教育が再認識され、その一層の充実が望まれています。幼児期の教育はそれだけで完結するものではなく、小学校へと接続していきます。小学校教育を担当している教育委員会がこども館を担当し、幼児期から小学校へ、小学校から中学校へと教育の一貫した流れを強化するため、また行政改革の一端としてこども館を教育委員会へ所管がえするものであります。

44ページの新旧対照表でご説明いたします。17条の委任のところをこの条例に定める町長の権限は、教育委員会に委任すると。そして、17条を18条に改めまして、この

条例の施行に関し、必要な事項は教育委員会規則で定めるということでもあります。

43 ページですが、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上、説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） これは、所管がえのところでも申し上げようかなと思ったのだけれども、老婆心ながら申し上げたいのは、これまでこども館の運営がいわゆる民生主導みたいな形でやっていた。では、民生の担当者は教育の内容を知っているのかと、こういう言い方をされはしなかったけれども、そう言われても仕方がない状況でした。同じように今回民生所管のものが教育へ移るということは、これは教育長を初め管理している職員について私はお願いしたいのは、保育ということをしっかり勉強してもらいたいと思うのです。それぞれの施設には、幼児教育、いわゆる幼稚園教育の専門家も保育の専門家もいるわけです。ですから、それは幼稚園指導要領や保育指針に基づいてきちっとやってくれることは間違いないのだけれども、しかし管理運営する、たまたまきょう教育次長、教育長出ているわけですが、養護という保育につきものの、この部分はやっぱり理解しないときちとした管理運営はできないと私は思うのです、経験者として。だから、幼稚園と保育所の違いはまさにこの養護というところを保育所が担ってきたという部分なのですが、この辺はやっぱり所管管理移行するということに際して、教育長からでも決意を含めてこの辺の対応をお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） きょうもちょっと申し上げたのですが、幼児教育から学校教育という、確かに壁があって、それらについてもお互いに理解をしながらやっていかなければならないということの建前を、それをもとに今東海林議員が言われたように保育の部分についてもその領域について理解をし、教育の部分についても理解をしながら、そういう理解を深めて、そして次に進めていきたいと考えます。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 単純にこの条例を教育委員会のほうに移して、町長の権限を教育委員会に委任するということなのでは、ちょっと例えば13条とか、それから16条に町長の権限というか、13条は使用の制限、それから16条は育成を受諾しない場合、ここに町長はと出てくるのだ。これも町長の権限だから、教育委員会が委任されたということになるのかなというふうに思うのですが、それでいいのかな。

それから、もしこれが委任されたということは、町長はというのなら町長の判断でこれらをするということになるのだよね。教育委員会ということになると、それをそれぞれ教育委員会を開いて検討して、教育委員長の判断になるのか、こういう町長に委任された権限が。教育委員会という会で例えばこの権限を持つとしたら、会のだれが最終判断するのだということになるので、そこら辺がちょっとぴんとこないのだ。その都度、その都度、

では教育委員会を開いて、教育委員さんの意見を聞いて、最終的に事務になるから教育長になるのかな。でも、あくまで教育委員長だと思うのだけれども、そこら辺のやり方はどういう形になるのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） まず、町長の権限の委任でありますけれども、この条例に定める町長の権限は教育委員会に委任されますので、条例に定めるすべての権限を教育委員会に委任するということになります。それから、今言われました教育委員会に委任された場合、どのような仕組みで運営されるのかということだと思いますが、当然教育委員会は合議体でありまして、教育委員会が教育長に委任する事項もありますので、それらケースによっては教育委員会議にかけなければならないこと、ケースによっては委任されている事項、それぞれ出てきますので、基本的には人事権とか、そういったものは教育委員会にかけますが、それ以外の事務執行については権限が委任された教育長の権限の中でやることになると思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

西原さん。

○1番（西原央騎君） 先ほども同じような意見だったのですが、今回こども館が町長部局から教育委員会へということなのですが、教育の一貫した流れという趣旨は理解はできる面もあるのですが、かえって今中頓別町の教育委員会、余り創造的なお仕事ができていないと思うのです。クリエイティブさに欠けているのではないかと思うのです。今こども館、非常に生き生きとされてお仕事もされています。そういうのは、やはり町長部局にあり、自分たちの発想がよく生かされているのではないかと思うのです。ここ数年は、教育委員会ともうまく折り合いがつくかもしれませんが、今の教育委員会に本当の意味で幼児教育の部分の任せてしまっていていいのかなと私はちょっと疑問を感じているので、今回の条例についても計画性もまだ教育委員会が不透明な中で賛成するというわけにはいかないの、反対したいと思います。

○議長（石神忠信君） 反対討論がありましたので、賛成の方の討論をお願いします。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） せっかく反対討論をやるのに賛成の意思も出さないとまずいかなと思って申し上げるけれども、基本的に幼保一元化というものと幼児教育と義務教育との一貫性というのは、基本的には質は違うのです。この辺は間違ってはダメなのです。だから、この幼保一元化についての論議がいつからやられたかということ、今から約15年くらい前からしているのです。数少ない幼児たちを同じ町立の施設がとり合っているという状況から、これは考え直さなければダメだなという話がずっとされてきて、こども館ができ上がって、やっと具体的な動きが出てきたという経過を見ると、この流れはやむを得な

いのかなと思います。ただ、教育委員会が盛んに言っている幼児教育の一貫性だけが強調されるのではなくて、幼保一元化が原点であるよというところをやっぱり感じてもらっていると私は感じたので、この流れを今若干拙速だなという思いは反対議員にはあるのではようけれども、実は長い歴史があったという現実もありますから、私はこれから不備なところは急いで指針を含めて立て直して整備し、いいものにしていただければと思ひまして、賛成いたします。

○議長（石神忠信君） 次に、反対討論の方ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、討論を終結します。

この採決は起立採決によって行います。

議案第16号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石神忠信君） 起立多数です。

よって、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号、議案第4号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第8、議案第17号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件及び日程第9、議案第4号 浜頓別町への旅券申請及び交付に関する事務の委託の件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第17号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 浜頓別町への旅券申請及び交付に関する事務の委託について、2件とも遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第17号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

49ページ、改正の趣旨であります。北海道から権限移譲される旅券交付事務について、地方自治法第252条の14第1項の規定により、浜頓別町と事務の委託契約を締結するに当たり、浜頓別町においては住民基本台帳システムを利用して申請者の住所確認を行うが、中頓別町民が浜頓別町で交付申請をした場合、申請者の住所確認は住民票の提示により確認することとなっております。つまり浜頓別町民は住民票の提示が必要ないことから、住民票交付手数料が要らないが、中頓別町民は住民票交付手数料が必要となります。この

ため、旅券交付申請時に中頓別町民も浜頓別町民と同様にするため、住民票交付手数料を無料交付できるよう条例改正をするものであります。

新旧対照表でご説明をいたします。第4条、手数料の免除規定であります。第4号として、旅券発給申請に添付する場合は、手数料を徴収しないということを追加をさせていただいて、条例改正としたいというものであります。

附則、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

続きまして、議案第4号であります。3ページになります。議案第4号 浜頓別町への旅券申請及び交付に関する事務の委託について。

地方自治法第252条の14第……申しわけありません。ここ第1号というふうになっていますが、これ1項、項の誤りになります。大変申しわけありません。地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、別紙の規約により中頓別町の旅券交付申請及び交付に関する事務を浜頓別町に委託することについて、同条第3項で準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるというものであります。

4ページをお開きいただきたいと思います。浜頓別町と中頓別町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約であります。

第1条につきましては、委託に関する規定でありまして、地方自治法第252条の14第1項の規定により、中頓別町の旅券交付申請及び交付に関する事務の一部を浜頓別町に委託する。

第2条につきましては、委託事務の範囲に関する規定を2号にわたって規定をしたところであります。1号では、旅券交付申請の受理、審査、北海道パスポートセンターへの回送、旅券の管理、旅券の交付に関する事務、第2号では中頓別町に係る北海道からの交付金申請に関する書類の作成事務、この2点について委託事務の範囲と定めたところであります。

第3条につきましては管理及び執行の方法に関する規定を、第4条につきましては経費の負担の規定であります。

第4条第1項では、委託事務の管理及び執行に要する経費は、中頓別町の負担とし、中頓別町はその年度に要した経費を浜頓別町に支払うものとする。つまり年度末において浜頓別町から委託料として支払いを求められるものについて、町が負担するということになります。

それから、第2項につきましては、前項の経費の額及び納付の時期は、中頓別町長と浜頓別町長の協議により定めるものとする。この場合において、浜頓別町長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積に関する書類を中頓別町長に送付しなければならない。

また、第3項において、委託事務の経費の負担については、中頓別町と浜頓別町との間でその基本的な算定方法を定めるものとするという規定であります。

第5条につきましては委託事務の収支の分別に関する規定、第6条は決算の場合の措置に関する規定を、第7条では連絡会議等に関する規定を設け、第8条では条例等改廃の場

合の措置について規定をさせていただいたところであります。

附則、この規約は、平成23年4月1日から施行する。

2、中頓別町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する浜頓別町の条例が中頓別町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3、委託事務の全部若しくは一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、浜頓別町長がこれを決算する。

この場合、決算に伴って生ずる余剰金は、速やかに中頓別町に還付しなければならない。以上の規定であります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 条例文についてはおよそわかるのですが、ここであえて一人の町民がパスポートを申請するときの手順というか、流れというか、動きをちょっとかいつまんでお知らせください。どういう順番になりますか。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 基本的には、従前の形と大きくは変わりません。町民は、まず中頓別町の窓口に来て、申請書の交付をお願いします。

（「窓口はどこ」と呼ぶ者あり）

○総務課長（遠藤義一君） 窓口とは、うちの住民グループの窓口になりますけれども、総務グループの窓口でも結構であります。町のほうにいずれにしても、交付に関する申請書の交付を依頼をさせていただいて、それによって必要な部分の説明を窓口で行うことになります。そこで必要なものを本人に伝えた上で、先ほど出た住民票と本人確認が必要なものの等なものをご連絡をさせていただいて、それらの一式を持って浜頓別町役場のほうに、住民課の窓口のほうに出向いていただいて申請をします。浜頓別町では、それらの書類をすべて受け取って、書類確認をした上で受け付けをし、北海道パスポートセンターのほうに送付をしてパスポートを浜頓別町が受け取るということになります。受け取った段階で中頓別町のほうに連絡が来ますので、ご本人のほうに連絡行きますので、浜頓別町のほうの窓口のほうで受け取るという形になります。従前の稚内市へ行って手続をした形と形としては全く変わりません。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 手数料徴収条例のところ、旅券発給申請に添付する場合は住民票ですか、手数料を徴収しないとあるのですが、少々細かいことですが、それ用の住民票というのは特別な様式になっているのでしょうか。ふだんいろんな証明なんかを使う住民票と全く同じなのではないでしょうか。申請するときには、特に旅券発給申請用ですと申し出て、例えばもらったけれども、その後これと別なことに実は使いたいのだけれどもと使えるようにもなるのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 基本的に住民票の交付につきましては、旅券交付用というような記載は住民票データとしては出てきませんので、従前の形と同じものが提出されることとなります。ここは、正直なところ信頼関係でありますので、申請に当たってはどなたが申請をしたかというのは当然私どものほうも浜頓別町からの連絡をいただきますので、その月、その月に何件の申請があったということは確認できますので、そういった部分ではそういう不正が行われるとは私としては考えておりません。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより議案第17号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第17号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案第4号 浜頓別町への旅券申請及び交付に関する事務の委託の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第4号 浜頓別町への旅券申請及び交付に関する事務の委託の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 浜頓別町への旅券申請及び交付に関する事務の委託の件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第18号

○議長（石神忠信君） 日程第10、議案第18号 中頓別町特別会計条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第18号 中頓別町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、石川保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 議案第18号 中頓別町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

54ページをお開きください。改正の要旨であります。健康保険法等の一部を改正する法律によって、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改められ、後期高齢者医療制度が平成20年4月より施行されましたが、附則第39条で施行後3年間は改正前老人保健法の規定による医療等に関する収入及び支出について、特別会計を設けるものと規定されておりました。このたびその設置目的が達成されることから、中頓別町老人保健事業特別会計を廃止するものです。

なお、5月31日まで出納整理期間を設けるための経過措置を附則で規定しております。

51ページをお開きください。中頓別町特別会計条例の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附則、1、施行期日、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2、経過措置、改正前の中頓別町特別会計条例の規定による中頓別町老人保健事業特別会計の平成22年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第18号 中頓別町特別会計条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 中頓別町特別会計条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号～議案第34号

○議長（石神忠信君） 続きます。日程第11、議案第27号 平成23年度中頓別町一般会計予算、日程第12、議案第28号 平成23年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算、日程第13、議案第29号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算、日程第14、議案第30号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算、日程第15、議案第31号 平成23年度中頓別町水道事業特別会計予算、日程第16、議案第32号 平成23年度中頓別町下水道事業特別会計予算、日程第17、議案第33号 平成23年度中頓別町介護保険事業特別会計予算、日程第18、議案第34号 平成23年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算の件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま一括議題となりました議案第27号 平成23年度中頓別町一般会計予算から議案第34号 平成23年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算まで8会計予算については、会議規則第39条第2項の規定により、提出者の提案理由の説明を省略の上、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。なお、当該委員会には、地方自治法第98条第1項の規定による事務の検査権を委任したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 平成23年度中頓別町一般会計予算から議案第34号 平成23年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算まで8会計予算については、提出者の提案理由の説明を省略の上、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとし、当該委員会には地方自治法第98条第1項の規定による事務検査権を委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま予算審査特別委員会に付託した議案第27号 平成23年度中頓別町一般会計予算から議案第34号 平成23年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算までの8会計予算については、会議規則第46条第1項の規定により、今定例会の会期中に審査を終了するように期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 平成23年度中頓別町一般会計予算から議案第34号 平成23年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算までの8会計予算については、今定例会の会期中に審査を終了するように期限をつけることに決定しました。

予算審査特別委員会開催のためここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時22分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

◎散会の宣告

○議長（石神忠信君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

(午後 2時22分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員